

対象システム	業務分類	要件
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	2023年5月頃以降の「外部接続テスト」では、福祉事務所に新規に設置する統合専用端末（もしくは福祉事務所の既存システムからのサーバー間連携）を用いて医療中間サーバーに対する接続（ログイン確認）できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	2023年6月頃以降の「運用テスト」では、福祉事務所の既存システム/統合専用端末 → 医療中間サーバーに対する被保護者の資格情報・医療券等の情報（テストデータ）の登録、当該テストデータに関し医療中間サーバーからオンライン資格確認等システムへのデータ連携といった、実際の運用に即したテストを実施できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療扶助間（福祉事務所間）の資格異動時も資格情報等の登録等ができること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	1加入者に対して、医療扶助の資格情報を複数登録できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	1加入者が、他の医療保険制度の資格情報が未登録の状態でも、医療扶助の資格を喪失できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	1加入者が、医療保険制度・医療扶助制度の両方の資格情報の登録等ができること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者基本情報・加入者資格情報）は、随時登録/更新/削除されることを想定した仕組みとする。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者基本情報・加入者資格情報）は、1日複数回登録/更新/削除されることを想定した仕組みとする。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者資格情報）の“資格喪失年月日”は、事後的に更新されることを想定した仕組みとする。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者資格情報）の“資格喪失年月日”は、適宜による保護の決定・廃止により、過去日付が登録されることを想定した仕組みとする。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療券/調剤券情報の“有効終了年月日”は、登録の時点を入力（入力必須）されることを想定した仕組みとする。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療券/調剤券情報の“有効終了年月日”に基づき、医療券/調剤券情報の有効/無効を自動的に制御する仕組みとする。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	仮に要否意見書の診療見込み期間が月を跨ぐ場合も、医療券/調剤券情報は月次で登録されることを想定した仕組みとする。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	1加入者に対して、医療扶助の医療券/調剤券情報を複数登録できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者資格情報）の“資格喪失事由”に基づき、医療券/調剤券情報の有効/無効のステータスを自動で変更できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療券/調剤券情報の“有効終了年月日”に基づき、医療券/調剤券情報の有効/無効のステータスを自動で変更できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療券/調剤券情報の指定医療機関コードの存在チェックを行い、存在しない医療機関コードを特定できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療券/調剤券情報の"傷病名"のデータ項目は、福祉事務所ごとのフリーフォーマットでのデータ登録に対応できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療券/調剤券情報の"本人支払額"のデータ項目は、福祉事務所ごとのフリーフォーマットでのデータ登録に対応できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報が重複して登録されていないか、存在チェックを行い個人番号が重複した資格情報を特定できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療保険者等向け中間サーバー等→オンライン資格確認等システムに対するデータ連携頻度/タイムラグについては、医療保険のオンライン資格確認と同等の水準（福祉事務所のデータ登録後 1時間程度）担保できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	Ⅲ .資格確認	新規の特定個人情報番号（データ標準レイアウト）を利用して医療扶助分の初回登録が実現できること。 ※今後、変更の可能性あり。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療扶助のデータとして資格情報（加入者基本情報・加入者資格情報）、医療券/調剤券情報を管理できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	生活保護システム/統合専用端末→LGWAN→レセプト管理システムベンダ環境→IP-VPN→マイナンバーネットワーク→医療保険者等向け中間サーバー等のネットワーク方式で、医療扶助の資格情報・医療券/調剤券情報を連携できること。 ※クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所への対応
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	生活保護システム/統合専用端末→IP-VPN→マイナンバーネットワーク→医療保険者等向け中間サーバー等のネットワーク方式で、医療扶助の資格情報・医療券/調剤券情報を連携できること。 ※オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所への対応
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	論理的に新規の委託区画を福祉事務所単位で作成し、医療扶助の資格情報・医療券/調剤券情報を管理できること。 ※データベースの実装方式（同一のデータベース上で、医療保険・医療扶助の両方のデータを管理するか）は、今後医療保険者等向け中間サーバー等ベンダにて検討予定。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報・医療券/調剤券情報のデータ連携は、バッチ連携・リアルタイム連携の両方に対応できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者資格情報）内のデータ項目“公費負担者番号”・“受給者番号”、医療券/調剤券情報内のデータ項目“公費負担者番号”・“受給者番号”が異なる場合も、同一の被保護者のデータとして理、連携できること。 ※1被保護者に対して、複数の公費負担者番号・受給者番号を登録できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	加入者基本情報の変更履歴が登録されない場合も、資格情報（加入者基本情報）を登録・更新・削除できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者基本情報）内のデータ項目“住所”は、マイナンバーに紐づく住所（住民登録住所）と異なる住所でも登録、管理、連携できること。
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報・医療券/調剤券情報において、以下の文字コードを取扱うことができること。 <文字集合（統合専用端末による入力）> ①BASIC JAPANESE（基本日本文字集合）：「JIS X 0201：1976」および「JIS X 0208：1997」に相当する基本部分集合。 ②JIS2004 IDEOGRAPHS EXTENSION（JIS2004 拡張漢字集合）：「JIS X 0213：2012」の第3水準および第4水準漢字部分に相当する拡張用の部分集合。 ③JAPANESE NON IDEOGRAPHS EXTENSION（拡張非漢字集合）：「JIS X 0213：2012」の非漢字部分（ただし、「JIS X 0208：1997」にも含まれるのを除く）に相当する部分集合。 <文字集合（サーバー間連携による入力）> ①BASIC JAPANESE（基本日本文字集合）：「JIS X 0201：1976」および「JIS X 0208：1997」に相当する基本部分集合。 <文字の符号化方式> UTF-8 JIS X 0221：2007（ISO/IEC 10646（UCS）
医療保険者等向け中間サーバー等	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	取扱い可能な文字コードの範囲外のデータが登録された場合、以下ルールに従い無害化を実施できること。 [ルール1] 登録された文字コードがU+FF0D、U+2015、U+2011のいずれかだった場合は、中間サーバー内でU+2010に変換を行い登録する。 [ルール2] 登録された文字コードが[ルール1]に該当しない場合は、中間サーバー内でU+25CF（●）に一律変換を行い登録する。
医療保険者等向け中間サーバー等	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	生活保護システムの1リクエストに対して、複数のCSVファイルを返却できること。
オンライン資格確認等システム	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療保険者等向け中間サーバー等→オンライン資格確認等システムに対するデータ連携頻度/タイムラグについては、医療保険のオンライン資格確認と同等の水準（福祉事務所のデータ登録後 1時間程度）担保できること。
オンライン資格確認等システム	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療扶助のデータとして資格情報（加入者基本情報・加入者資格情報）、医療券/調剤券情報を管理できること。
オンライン資格確認等システム	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者資格情報）内のデータ項目“公費負担者番号”・“受給者番号”、医療券/調剤券情報内のデータ項目“公費負担者番号”・“受給者番号”が異なる場合も、同一の被保護者のデータとして理、連携できること。 ※1被保護者に対して、複数の公費負担者番号・受給者番号を登録できること。
オンライン資格確認等システム	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	保険者マスタ（福祉事務所も含む）において、1福祉事務所が、複数の“公費負担者番号”を保持できること。
オンライン資格確認等システム	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	加入者基本情報の変更履歴が登録されない場合も、資格情報（加入者基本情報）を登録・更新・削除できること。
オンライン資格確認等システム	I .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報（加入者基本情報）内のデータ項目“住所”は、マイナンバーに紐づく住所（住民登録住所）と異なる住所でも登録、管理、連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅱ .健診情報の登録	被保護者の健診情報を管理できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅱ .健診情報の登録	マイナポータルに対して、被保護者の健診情報を連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅱ .健診情報の登録	医療機関等システム（レセプトコンピューター等）に対して、被保護者の健診情報を連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅱ .健診情報の登録	福祉事務所が医療扶助の健診情報を閲覧できること。 ※福祉事務所は、医療扶助の健診情報のみ閲覧・引き継ぎを行う。
オンライン資格確認等システム	Ⅱ .健診情報の登録	福祉事務所が医療扶助の健診情報の引き継ぎを実施できること。 ※福祉事務所は、医療扶助の健診情報のみ閲覧・引き継ぎを行う。

対象システム	業務分類	要件
オンライン資格確認等システム	Ⅲ .資格確認	オンライン資格確認等システム→資格確認端末/レセプトコンピューターへの資格確認結果（XMLファイル）の連携方式については、既存（医療保険のオン資）のXMLファイルに医療扶助のデータ項目を追加形で連携できることとする。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ .資格確認	医療保険・医療扶助の資格情報の両方が有効である場合、両方の資格情報等を連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ .資格確認	医療扶助の有効な資格情報が複数存在する場合、資格情報内のデータ項目の“資格取得年月日”が最新のものを連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ .資格確認	医療扶助の医療券/調剤券情報を複数連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ .資格確認	資格情報に加えて、医療券/調剤券情報内のデータ項目の“指定医療機関コード”、照会元医療機関等から連携された“医療機関コード”が一致する医療券/調剤券情報のみを連携対象とできること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ -a.未委託の医療機関に係る連絡	医療券/調剤券情報内のデータ項目の“指定医療機関コード”、照会元医療機関等から連携された“医療機関コード”を突合し、未委託の状態での資格確認を特定できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ -a.未委託の医療機関に係る連絡	未委託の状態での資格確認の場合、医療機関等システム（レセプトコンピューター等）に対して、未委託の資格確認である旨の情報（フラグなど）を提供できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ -a.未委託の医療機関に係る連絡	未委託の状態での資格確認の場合、資格情報のみを連携対象とし、連携するデータ項目を限定することができること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ -a.未委託の医療機関に係る連絡	未委託の状態での資格確認の場合、「未委託の資格確認である旨のメッセージ文」を生成・連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	オンライン資格確認等システム→オンライン請求システム/医療保険者等向け中間サーバー等に対して、資格確認実績（ログ情報）を連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	資格確認実績（ログ情報）を福祉事務所単位で分割、管理、連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	CSVファイル形式で資格確認実績（ログ情報）を管理、連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	“公費負担者番号”・“受給者番号”・“医療機関コード”・“資格確認年月日”・“資格確認方法”を、資格確認実績（ログ情報）に含むことができること。
オンライン資格確認等システム	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	資格確認実績（ログ情報）を日次で連携できること。 ※システムの利用停止日等は除く。
オンライン資格確認等システム	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	資格確認実績（ログ情報）の蓄積対象として、医療扶助の資格情報を連携した全ての資格確認を対象にできること。
オンライン資格確認等システム	その他	R4年度の診療情報の閲覧において、医療扶助の診療情報も閲覧できること。
オンライン資格確認等システム	その他	医療扶助分のレセプトについては、資格の存在チェック（レセプト資格確認）を実施できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ .資格確認	医療保険と同様に、過去日付での資格確認を受付、資格情報等を提供できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅲ .資格確認	マイナポータルへのデータ連携時は、医療保険の既存のXMLファイルに対して、医療扶助のデータ項目を追加して連携できること。
オンライン資格確認等システム	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	資格確認実績（ログ情報）のデータ項目に“資格確認方法”も含めることができること。X
オンライン資格確認等システム	その他	医療保険と同様に、診療情報・医療費通知・電子処方箋の対象に医療扶助も含めること。
オンライン請求システム	その他	福祉事務所も、請求前資格確認を実施できること。
オンライン請求システム/医療保険者等向け中間サーバー等	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	資格確認実績（ログ情報）を福祉事務所単位で管理、連携できること。
オンライン請求システム/医療保険者等向け中間サーバー等	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	資格確認実績（ログ情報）を日次で連携できること。 ※システムの利用停止日等は除く。
オンライン請求システム/医療保険者等向け中間サーバー等	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	福祉事務所単位のユーザー管理、アクセス制御ができること。
顔認証付きカードリーダー	Ⅲ .資格確認	オンライン資格確認時に表示する“カナ氏名”について、医療保険・医療扶助の併用の場合（資格情報等が複数取得できる場合）、片方の“カナ氏名”を表示できること。
顔認証付きカードリーダー	Ⅲ .資格確認	オンライン資格確認時に表示する“利用規約（初回登録時）”について、生活保護の法律・制度等の内容が記載された利用規約も表示できること。
資格確認端末	Ⅲ .資格確認	医療保険・医療扶助の資格情報の両方が有効である場合、両方の資格情報を取り込み、表示できること。
資格確認端末	Ⅲ -a.未委託の医療機関に係る連絡	未委託の状態での資格確認の場合、「未委託の資格確認である旨のメッセージ文」を表示できること。
資格確認端末	Ⅲ .資格確認	医療保険と同様に、過去日付での資格確認を実現できること。
生活保護システム	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	2023年5月頃以降の「外部接続テスト」では、福祉事務所に新規に設置する統合専用端末（もしくは福祉事務所の既存システムからのサーバー間連携）を用いて医療中間サーバーに対する接続（ログイン確認できること。
生活保護システム	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	2023年6月頃以降の「運用テスト」では、福祉事務所の既存システム/統合専用端末 → 医療中間サーバーに対する被保護者の資格情報・医療券等の情報（テストデータ）の登録、当該テストデータに関’医療中間サーバーからオンライン資格確認等システムへのデータ連携といった、実際の運用に即したテストを実施できること。
生活保護システム	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	「マイナンバーカードの健康保険証利用 参加医療機関・薬局リスト」をオン資対応医療機関等マスタとして取り込むことができること。
生活保護システム	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療扶助のデータとして資格情報（加入者基本情報・加入者資格情報）、医療券/調剤券情報を管理・連携できること。
生活保護システム	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	生活保護システム/統合専用端末→LGWAN→レセプト管理システムベンダ環境→IP-VPN→マイナンバーネットワーク→医療保険者等向け中間サーバー等のネットワーク方式で、医療扶助の資格情報・医療調剤券情報を連携できること。 ※クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所への対応
生活保護システム	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	生活保護システム/統合専用端末→IP-VPN→マイナンバーネットワーク→医療保険者等向け中間サーバー等のネットワーク方式で、医療扶助の資格情報・医療券/調剤券情報を連携できること。 ※オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所への対応
生活保護システム	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報・医療券/調剤券情報のデータ連携は、バッチ連携・リアルタイム連携のいずれかに対応できること。
生活保護システム	Ⅱ .健診情報の登録	被保護者の健診情報を管理できること。
生活保護システム	Ⅱ .健診情報の登録	特定健診等データ収集システムに対して、被保護者の健診情報を連携できること。
生活保護システム	Ⅱ .健診情報の登録	医療扶助の健診情報を閲覧できること。 ※福祉事務所は、医療扶助の健診情報のみ閲覧・引き継ぎを行う。
生活保護システム	Ⅱ .健診情報の登録	医療扶助の健診情報の引継ぎを実施できること。 ※福祉事務所は、医療扶助の健診情報のみ閲覧・引き継ぎを行う。
統合専用端末	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	2023年5月頃以降の「外部接続テスト」では、福祉事務所に新規に設置する統合専用端末（もしくは福祉事務所の既存システムからのサーバー間連携）を用いて医療中間サーバーに対する接続（ログイン確認できること。
統合専用端末	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	2023年6月頃以降の「運用テスト」では、福祉事務所の既存システム/統合専用端末 → 医療中間サーバーに対する被保護者の資格情報・医療券等の情報（テストデータ）の登録、当該テストデータに関’医療中間サーバーからオンライン資格確認等システムへのデータ連携といった、実際の運用に即したテストを実施できること。
統合専用端末	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	「マイナンバーカードの健康保険証利用 参加医療機関・薬局リスト」をオン資対応医療機関等マスタとして取り込むことができること。
統合専用端末	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療扶助のデータとして資格情報（加入者基本情報・加入者資格情報）、医療券/調剤券情報を管理・連携できること。
統合専用端末	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	生活保護システム/統合専用端末→LGWAN→レセプト管理システムベンダ環境→IP-VPN→マイナンバーネットワーク→医療保険者等向け中間サーバー等のネットワーク方式で、医療扶助の資格情報・医療調剤券情報を連携できること。 ※クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所への対応
統合専用端末	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	生活保護システム/統合専用端末→IP-VPN→マイナンバーネットワーク→医療保険者等向け中間サーバー等のネットワーク方式で、医療扶助の資格情報・医療券/調剤券情報を連携できること。 ※オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所への対応
統合専用端末	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	資格情報・医療券/調剤券情報のデータ連携は、リアルタイム連携に対応できること。
特定健診等データ収集システム	Ⅱ .健診情報の登録	被保護者の健診情報を管理できること。
特定健診等データ収集システム	Ⅱ .健診情報の登録	オンライン資格確認等システムに対して、被保護者の健診情報を連携できること。

対象システム	業務分類	要件
特定健診等データ収集システム	Ⅱ .健診情報の登録	福祉事務所が医療扶助の健診情報を閲覧できること。 ※福祉事務所は、医療扶助の健診情報のみ閲覧・引き継ぎを行う。
特定健診等データ収集システム	Ⅱ .健診情報の登録	福祉事務所が医療扶助の健診情報の引継ぎを実施できること。 ※福祉事務所は、医療扶助の健診情報のみ閲覧・引き継ぎを行う。
法律・制度	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療扶助の情報が医療保険者等中間サーバに登録されることについての「番号法」、支払基金として医療扶助の情報を取り扱うことについての「支払基金法」の整理は対応済み。
法律・制度	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険・医療扶助の両方のデータを管理することは、法的に問題ない。
法律・制度	Ⅰ .資格情報及び医療券/調剤券情報の登録	医療保険者等向け中間サーバー等・オンライン資格確認等システム内での医療扶助のデータ保存期間については、医療保険と同様の保存期間とする。
法律・制度	Ⅳ .資格確認実績（ログ情報）の連携	資格確認実績（ログ情報）をオンライン請求システム、医療保険者等向け中間サーバー等で連携することは、法的に問題ない。
マイナポータル	Ⅲ .資格確認	マイナポータルでは、医療機関等に表示される情報と同等の資格情報、医療券/調剤券情報のデータを閲覧できること。
マイナポータル	Ⅲ .資格確認	医療保険・医療扶助の資格情報の両方が有効である場合、両方の資格情報等を表示できること。
マイナポータル	Ⅲ .資格確認	新規の特定個人情報番号（データ標準レイアウト）を利用して医療扶助分の初回登録が実現できること。 ※今後、変更の可能性あり。
マイナポータル	その他	医療保険と同様に、資格情報等・薬剤情報・健診情報に加え、医療費通知も閲覧できること。 ※診療情報・電子処方箋等の情報も閲覧対象になる場合、医療扶助も含めること。
履歴照会・回答システム	Ⅱ .健診情報の登録	医療保険と同様に、履歴照会・回答システムで医療扶助の健診情報を取扱いできること。
履歴照会・回答システム	Ⅱ .健診情報の登録	医療保険と同様に、履歴照会・回答システムで医療扶助の受給者番号等⇔医療扶助の受給者番号等を紐付け、同一の個人の健診情報を紐付けできること。
履歴照会・回答システム	Ⅱ .健診情報の登録	履歴照会・回答システムで医療保険の被保険者記号・番号等⇔医療扶助の受給者番号等を紐付け、同一の個人の健診情報を紐付けできること。
履歴照会・回答システム	その他	医療保険と同様に、履歴照会・回答システムで医療扶助のレセプト情報等を取扱いできること。
履歴照会・回答システム	その他	医療保険と同様に、履歴照会・回答システムで医療扶助の受給者番号等⇔医療扶助の受給者番号等を紐付け、同一の個人のレセプト情報等を紐付けできること。
履歴照会・回答システム	その他	履歴照会・回答システムで医療保険の被保険者記号・番号等⇔医療扶助の受給者番号等を紐付け、同一の個人のレセプト情報等を紐付けできること。
レセプトコンピューター	Ⅲ .資格確認	医療保険・医療扶助の資格情報の両方が有効である場合、両方の資格情報を取り込み、表示できること。
レセプトコンピューター	Ⅲ -a.未委託の医療機関に係る連絡	未委託の状態での資格確認の場合、「未委託の資格確認である旨のメッセージ文」を表示できること。
レセプトコンピューター	Ⅲ .資格確認	医療保険と同様に、過去日付での資格確認を実現できること。
レセプト振替機能	その他	医療扶助分のレセプトについては、資格の存在チェック（レセプト資格確認）を実施できること。
レセプト管理システム	Ⅱ .健診情報の登録	被保護者の健診情報を管理できること。
レセプト管理システム	Ⅱ .健診情報の登録	特定健診等データ収集システムに対して、被保護者の健診情報を連携できること。
レセプト管理システム	Ⅱ .健診情報の登録	医療扶助の健診情報を閲覧できること。 ※福祉事務所は、医療扶助の健診情報のみ閲覧・引き継ぎを行う。
レセプト管理システム	Ⅱ .健診情報の登録	医療扶助の健診情報の引継ぎを実施できること。 ※福祉事務所は、医療扶助の健診情報のみ閲覧・引き継ぎを行う。